第 133 回日本電気技術規格委員会　議事要録

1. **開催日時**：令和 8 年 8 月 28 日（金）　13:30～16:50
2. **開催場所**：日本電気協会　A 会議室＋Web
3. **出席者**：（敬称略・順不同）

【委員長】　大崎（物質・材料研究機構）

【委　員】　金子（東京大学）
本山（電力中央研究所）
國生（中央大学）
望月（大阪大学）
吉川（京都大学）
小溝（大阪大学）
今井（神奈川県消費者の会連絡会）
田辺（主婦連合会）
伏見（東京電力ホールディングス）
川北（中部電力パワーグリッド）
鈴木（電源開発）
山口（日本電機工業会）
佐藤（日本電線工業会）
阿部（日本配線システム工業会）、
白井（電気保安協会全国連絡会）
芳賀（全国電気管理技術者協会連合会）
山口（太田委員代理：日本電設工業協会）
松橋（全日本電気工事業工業組合連合会）
清水（日本電力ケーブル接続技術協会）
本吉（電気学会）
中村（日本機械学会）
小暮（電気設備学会）
片山（日本ガス協会）、
増川（火力原子力発電技術協会）
大岡（日本非破壊検査協会）
爾見（発電設備技術検査協会）
小井澤（電力土木技術協会）
角谷（日本風力発電協会）
小出（太陽光発電協会）
小笠原（木村委員代理：大口自家発電施設者懇話会）
矢代（日本内燃力発電設備協会）

赤澤（日本電気計器検定所）
【委任状提出】横倉（武蔵大学）、香月（送配電網協議会）、松浦（関西電力送配電）、稲本（日本溶接協会）
【欠　席】　橘（日本電気協会）、安部（電気工事技術講習センター）
【顧　問】　日髙（東京電機大学）
【オブザーバー】大越、小見山（経済産業省電力安全課）
【傍聴者】　中小路（東京電力ホールディングス）
【説明者】　需要設備専門部会：田弘、廣瀬、菊地（日本電気協会）
送電専門部会：田野畑（九州電力送配電）、林（東京電力パワーグリッド）、山元（日本電気協会）
【事務局】　原山、小林(幸)、永野、西島（日本電気協会）

4. 配付資料：

資料　№1-1 日本電気技術規格委員会　委員名簿（令和 8 年 8 月 28 日現在）
資料　№1-2 競争法に係わるコンプライアンス規程
資料　№1-3 第 132 回日本電気技術規格委員会　議事要録
資料　№2-1 電気設備の技術基準の解釈に引用されている JESC 規格の規定内容の確認結果に関する審議・承認のお願いについて（「フライダクトのダクト材料（JESC E3001(2000)）」の確認、「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設（JESC E6001(2011)）」の改定、「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設（JESC E6002(2011)）」の改定、「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線（JESC E6003(2016)）」の確認、「コンクリート直天井面における平形保護層工事（JESC E6004(2001)）」の確認、「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事（JESC E6005(2003)）」の確認）（需要設備専門部会）
資料　№2-2 「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設（JESC E6001(202X)）」に関する技術評価書(案)
資料　№2-3 「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設（JESC E6002(202X)）」に関する技術評価書(案)
資料　№2-4 国への報告案（JESC E6001、JESC E6002）
資料　№2-5 「フライダクトのダクト材料（JESC E3001(2000)）」の確認に関する技術評価書(案)
資料　№2-6 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線（JESC E6003(2016)）」の確認に関する技術評価書(案)
資料　№2-7 「コンクリート直天井面における平形保護層工事（JESC E6004(2001)）」の確認に関する技術評価書(案)
資料　№2-8 「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事（JESC E6005(2003)）」の確認に関する技術評価書(案)

資料　№2-9 国への報告案（JESC E3001、JESC E6003、JESC E6004、JESC E6005）
資料　№2-10 JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」の確認に関する全体評価書（案）
資料　№2-11 JESC E6003(2016)「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」の確認に関する全体評価書（案）
資料　№2-12 JESC E6004(2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」の確認に関する全体評価書（案）
資料　№2-13 JESC E6005(2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の確認に関する全体評価書（案）
資料　№3-1 「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定（JESC E2002(1998)）」の確認結果に関する審議・承認のお願いについて（送電専門部会）
資料　№3-2 「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定（JESC E2002(1998)）」の確認に関する技術評価書(案)
資料　№4-1 『地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法（JESC E7003(2005)）』の確認結果に関する審議・承認のお願いについて（送電専門部会）
資料　№4-2 『地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法（JESC E7003(2005)）』の確認に関する技術評価書(案)
資料　№4-3 国への報告案（JESC E2002、JESC E7003）
資料　№4-4 JESC E2002(1998)「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の確認に関する全体評価書（案）
資料　№4-5 JESC E7003(2005)『地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法』の確認に関する全体評価書（案）
資料　№5 外部への公告案について
資料　№6 前回(第 132 回)JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果
資料　№7-1 国への要請案件及び国で検討中の要請案件の状況一覧
資料　№7-2 国への要請案件及び国の基準の改正実績一覧

参考資料 1　第 132 回　日本電気技術規格委員会　民間規格評価機関の要件との適合性確認（審議後・抜粋）
参考資料 2　日本電気技術規格委員会の審議の項目とプロセスの整理

5. 議事要旨：

5-1. 出席委員の確認及び委員会の成立

事務局より、本日の出席者が、委任状と代理出席者を含め 37 名であることが報告された。これにより、規約で定める定足数 26 名（委員総数の 3 分の 2 以上）を満たすことから委員会の成立が確認された。

5-2. 委員名簿の確認

事務局より、資料№1-1 に基づき、委員名簿について説明が行われ、確認した。

5-3. オブザーバー参加者の確認

事務局より、本日のオブザーバーについて、経済産業省　電力安全課より大越課長補佐、小見山係長の参加について報告があった。

5-4. 議題及び配付資料の確認

事務局より、議題及び配付資料の内容について説明後、委員会で本日の議題が資料№1-2 の競争法に関わるコンプライアンス規程第 4 条(禁止事項)に該当しないことが確認された。

なお、電技解釈と関連付けられた規格は、5 年以内に規格の見直し（規格の改定、確認等）を行うこととなるが、規格の改定と規格の確認ではプロセス評価委員会での審議の有無が異なるため、今回より議事次第の「２．評価案件［審議］」の項目を規格の改定と規格の確認に分けて記載することとした。

5-5. 第 132 回委員会議事要録案（報告）

事務局より、資料№1-3 に基づき、前回第 132 回委員会議事要録について、報告があった。

5-6. 既に電気設備の技術基準の解釈に「関連付け」ている規格の改正について（審議）

①「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」（JESC E6001）の改定について（需要設備専門部会）（審議）

②「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」（JESC E6002）の改定について（需要設備専門部会）（審議）

需要設備専門部会より、資料№2-1 に基づき、JESC E6001(2011)「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」及び JESC E6002(2011)「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」の改定について説明があった。

また、当該 JESC 規格は、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規)」によって既に国の基準に取り入れられている（民間規格等のリスト化）ため、事務局より技術評価書（案）（資料№2-2～2-3）及び国への報告案（資料№2-4）について説明があった。

なお、本件の審議にあたり、阿部委員、山口委員、佐藤委員、清水委員、松橋委員、小暮委員は、需要設備専門部会の委員であるため（資料№2-1、6 ページ)、本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、議決に参加できない委員を除いた出席委員の全員賛成により本件は承認されたため、30 日間の外部公告を経て、民間規格等プロセス評価委員会で審議されることとなった。

以下に主な内容を示す。

（コメント：C)

C1：資料№2-2、P1、規格の改定であるが、承認前であるため規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。

C2：資料№2-3、P1、規格の改定であるが、承認前であるため規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。

C3：資料№2-4、P1 及び P3、規格の改定であるが、承認前であるため規格の年度を「(202X)」と仮に設定した。今回承認された場合は、「(2026)」に書き換え、委員会後に修正版を配付する。

5-7. 既に電気設備の技術基準の解釈に「関連付け」ている規格の確認について（審議）

①「フライダクトのダクト材料」（JESC E3001）の確認について（需要設備専門部会）（審議）

②「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」（JESC E6003）の確認について（需要設備専門部会）（審議）

③「コンクリート直天井面における平形保護層工事」（JESC E6004）の確認について（需要設備専門部会）（審議）

④「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」（JESC E6005）の確認について（需要設備専門部会）（審議）

需要設備専門部会より、資料№2-1 に基づき、JESC E3001(2000)「フライダクトのダクト材料」、JESC E6003(2016)「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」、JESC E6004(2001)「コンクリート直天井面における平形保護層工事」及び JESC E6005(2003)「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」の確認について説明があった。

また、当該 JESC 規格は、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規)」によって既に国の基準に取り入れられている（民間規格等のリスト化）ため、事務局より技術評価書（案）（資料№2-5～2-8)、全体評価書（資料№2-10～2-13）及び国への報告案（資料№2-9）について説明があった。

なお、本件の審議にあたり、阿部委員、山口委員、佐藤委員、清水委員、松橋委員、小暮委員は、需要設備専門部会の委員であるため（資料№2-1、6 ページ)、本件の議決には参加できない旨、事務局より併せて説明があった。

審議の結果、下記の修正箇所を反映することを条件に、議決に参加できない委員を除いた出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C)

C1：資料№2-1、P22、記載ミスであるため、リスト A.の規格番号欄の「JESC E6004(2001)」を「JESC E6005(2003)」に修正する。また、規格名欄の「コンクリート直天井面における平形保護層工事」を「石膏ボード等の天井面・壁面における平形保護層工事」に修正する。

C2：資料№2-7、P2、技術評価の要件５．の確認内容欄、7 行目において「及び施設方法施設方法」と記載が重複しているため、「及び施設方法」に修正する。

Q1：資料№2-9、今回の審議案件は、規格の確認であるため規定内容に変更はなく、また規格の中身も変更していない。規格を変更していない場合についても、国へ報告書を提出する必要があるのか。

A1：その通り。民間規格等制改定の審議に係る要領において、国の基準に関連付けられた規格、いわゆるリスト化された規格は、5 年以内に規格の状況を確認することが規定されている。そして、国の内規ではリスト化された規格は 5 年以内に確認し、適切に管理しなければならない旨が規定されており、管理の一環として国へ報告を行う。このため、規格に変更がない場合でも国へ報告書を提出する必要がある。なお、報告書を提出することにより、国はリスト化された規格がきちんとメンテナンスされていることが分かるため、電技解釈への引用を継続する判断を行うものと思われる。

Q2：資料№2-9、P1、添付資料欄の赤枠で囲まれた部分は、「国へ要請時に添付」とあるが、今回は報告書であるため「国へ報告時に添付」になるのではないか。

A2：記載ミスであるため、「国へ報告時に添付」に修正する。

⑤「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」（JESC E2002）の確認について（送電専門部会）（審議）

送電専門部会より、資料№3-1 に基づき、JESC E2002(1998)「特別高圧架空電線と支持物等との離隔の決定」の確認について説明があった。

また、当該 JESC 規格は、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規)」によって既に国の基準に取り入れられている（民間規格等のリスト化）ため、事務局より技術評価書（案）（資料№3-2)、全体評価書（資料№4-4）及び国への報告案（資料№4-3）について説明があった。

審議の結果、類似する修正箇所が複数あるため、委員長一任で修正内容を確認することを条件に、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A、コメント：C）

Q1：JESC 規格では、全角文字と半角文字の統一についての決まりはあるのか。

A1：例えば、JIS 規格では半角文字に統一すると厳格に決まっているが、JESC 規格においての決まりはない。

Q2：資料№3-1、先程審議した『「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」（JESC E6001）の改定』等においては、JESC 規格の表記を全角文字から半角文字へ変更したとの説明があった。本件において、JESC 規格の表記を全角文字から半角文字へ変更した箇所は、具体的にどこになるのか。

A2：先程審議した需要設備専門部会では、全角文字から半角文字への作業に着手したが、本件は規格内容の変更を伴わない「確認」であるため、規格内容を変更する「改定」の際に見直すのが良いと考える。JESC 規格においては、全角文字又は半角文字についての決まりがないため、現状では専門部会ごとにまちまちとなっている。但し、専門部会内では統一が取れている。

Q3：送電専門部会としては、次回の改定時に半角文字へ見直しを行うのか。

A3：改定が行われた場合は、半角文字に統一する。

Q4：資料№3-1、P2、技術的な内容ではないが、審議に係わる説明の「⑥制定・改定等に係る意見公募の結果及びその意見への対応概要」に対する説明が、「送電専門部会においては、意見公募をしていない」となっている。この記載では、説明になっていないと考える。

説明は、例えば、対象外である、今まで実施したが今後は一括して実施しない等、要否を記載するものではないのか。

A4-1：⑥の説明の記載については、過去に意見を頂いていなかったため、書きぶりについて確認を行いたい。

A4-2：この欄は、以前より同様の表現となっている。専門部会では、意見公募を実施していないため、各専門部会において同様の表現で統一してきたと思われる。記載内容を変更するかどうかについては、別途検討したい。

Q5：専門部会で意見公募を実施していないのであれば、要否の観点で見ると、⑥の項目は不要であると考える。「送電専門部会においては、意見公募をしていない」と記載するのでは理由にはなっていない。国との関係が弱いため実施しない等、種々の理由があるのではないかと思う。

A5：例えば、先程審議した資料№2-1 においても規格の「確認」の場合は、⑥の記載が同様となっている。「改定」で「①案件の要望者」がいる場合は、⑥に具体的な記載が入ると思う。5 年以内に 1 回の「確認」の場合は、⑥の記載は意見公募をしていない旨の記載になっている。

Q6：規格の確認の場合、⑥の記載をどうすれば良いか。

A6：意見公募を実施しない旨を記載すれば良いのではないか。

Q7：専門部会において、意見公募を実施することはあるのか。

A7：以前から実施していないと思われる。

Q8：JESC では、意見公募を実施しているのか。

A8：実施している。審議に係わる説明の様式や、この各項目に対する説明の書きぶりは、過去に決まったものを現在も踏襲している。

C1：審議に係わる説明の様式や、この各項目に対する説明の書きぶりについて検討して欲しい。

Q9：資料№3-1、P15 他、修正案欄の解説において記載の見直しを行っているが、閃絡とフラッシオーバが混在している。どちらかに用語を統一してはどうか。現行欄を確認すると、旧稿で閃絡と記載している箇所を変更せずに閃絡のままとしていたり、フラッシオーバに変更しているところがある。

なお、空気中の絶縁破壊を表現する用語には、フラッシオーバとスパークオーバがあるため、定義を調べてからきちんと適用してはどうか。

A9：用語については、出典元の電気学会「架空送電線路の絶縁設計要綱」基づいて記載しているが、質問を踏まえて検討したい。

C2：資料№3-1、記載箇所の例としては、P16 の修正案欄 2 行目では閃絡確率とあり、P17 の第 2-1 図のキャプションでは、フラッシオーバ確率となっている。

Q10：第 2-1 図のキャプションは今回追加となった箇所でフラッシオーバ確率となっているため、用語を統一した方が良いと考える。

A10：閃絡とフラッシオーバの用語は、送電専門部会で確認した後に、必要なところを修正する。

Q11：資料№3-1、P13 他、技術的な内容となるが、現行欄には「100 基の線路で」という形容詞がついており、これは確率に該当する。今回の検討により「100 基の線路で 50 年に 1 回の発生確率」の記載は、「100 基の線路で」を削除して「50 年に 1 回の発生確率」に変更となっている。許容値として 50 年に何回という意味合いは分かるが、線路の長さは色々とある。100 基の線路に換算するという意味合いが元々あったと考えているが、線路の長さは関係しないのか。

もしかすると、出典元に記載があるのかも知れないが、「100 基の線路で」を削除し、線路の長さに関係なく許容値として決めた経緯について教えて欲しい。

A11：まず、100 基の線路の意味合いだが、閃絡確率の部分については、基本的にどの線路においても 1×10^{-5} 回の閃絡確率以下に抑えることが望ましいということが出典元に書かれている。

事故確率を抑えるためには、例えば腕金の長さを短くすると、開閉サージで閃絡確率が高まるということが一つある。また、鉄塔の基数が多ければ閃絡確率が増えるため、腕金の長さと鉄塔基数の数の双方を計算した。その結果、10^{-5}回というものに抑えることが望ましいという出典元の記載と一致した。

例えば、200 基の鉄塔の場合は、腕金の長さは 100 基に比べたらちょっと長い方が良くなる。閃絡確率としては抑えることができるため、そういった意味合いで、一つの線路で事故が発生する閃絡確率が、許容値である 10^{-5} 回以下に抑えることが望ましいという表現になっていた。

確認の結果、現行欄の「100 基の線路で 50 年に 1 回の発生確率」は、100 基の線路に限定した記載が誤っていたため、「100 基の線路で」を削除したという経緯になる。

Q12：言葉尻を捉えて申し訳ないが、200 基であれば少し変えなければいけないという条件も言っていた。

鉄塔の基数の数値というか、要するに線路長が長くなると、鉄塔の基数が多くなるということか。回数は分からないが、腕金の長さが長いとか短いといった条件が付くところでは、基数を考慮しているように思われる。

P13 に記載の式を基に計算する際、確率の「〇回」というのは「／〇回」と書いてあると分かり易い。回答としては、どんな線路でも良いというのが前提にあると理解して良いか。

A12：その通り。どんな線路であっても、10^{-5}回に抑えることを推奨すると出典元に記載がある。

Q13：鉄塔の基数や線路長等に関係がないと考えて良いか。

A13：その通り。今回の確認においては、現行欄で「100 基の線路で」と記載されている理由も併せて確認している。閃絡確率の計算例として、100 基の線路の場合の計算例があった。拙速ではあるが、「100 基の線路で」との記載は、この計算例に引っ張られたからではないかと考えている。あくまで計算例は、単に鉄塔 100 基を計算の諸元として表現をしていたものであるため、しっかりと内容を読み込んだところ、どのような線路であっても発生確率を 10^{-5} 回以下に抑えることが望ましいという考え方であったため、正しい表現に見直したという経緯である。

Q14：確認の結果、「100 基の線路で」を削除した経緯についての説明があると良いと思うため、例えば解説等、規格のどこかに記載するのか。どこかに記載していれば、今後の JESC において類似する質問が出なくなるため、同じ議論をせずに済む。古い規格を持っている人から見ると、この部分が変更した理由について疑問を持つことがあると思われる。個人的には今の回答で納得したため、どこかに記載しておいた方が良いと考える。

A14：今回の修正は、誤記修正の位置付けで整理している。出典元の「架空送電線路の絶縁設計要綱」を読み込むと、100 基の線路でといった記載は出ていない。先程の式の補足説明をすると、発生確率を 1.6×10^{-3} 回と定義している数値の内訳は、

50 年を想定した 50 という数字と、正負の両極性のうち最も低い形の正極性に対するところで、1/2 に 0.05 を掛けたものと実績である。調査回数の実績は、年 25 回程度という調査を元にして式に含めている。その計算結果が、1.6×10^{-3} となることに基づいている。

この数値をグラフに活用することで、100 基という単位が新たに出て来る。1.6 の説明としては、50 年に 1 度の発生確率が本来正しい補足説明になるため、今回誤記の修正を行った流れとなる。

Q15：規格内で 1986 年に発行されている「架空送電線路の絶縁設計要綱」の考え方を説明する箇所について、現行の記載に少し誤りがあったため修正を行ったと理解した。規格の全体を通して見て誤記の修正を行ったということは、どこかに書かれているのか。

A15：資料№3-1、P13 他、新旧比較表の備考欄に「誤記修正」と記載している。

C3：今回議論した内容は、議事録にしっかり残しておいて欲しい。

Q16：資料№3-1、P11、修正案欄 4 行目～5 行目に『「架空送電線路の絶縁設計要綱」の改定、および技術的根拠の変化がないことを確認したため』とある。「改定」だけでは表現が曖昧であるため、今回の確認結果を踏まえて『「架空送電線路の絶縁設計要綱」の改定がないこと、および技術的根拠の変化がないことを確認したため』と明確にしてはどうか。説明を聞けば疑問は湧かないが、文章のみを見た場合は多少疑問に感じてしまうためである。

A16：ご指摘の通り修正する。

Q17：資料№3-1、P21 他、第 4-4 表を見ると、和暦の略号として例えば平成の場合は、「H.」と「H」が混在しているため、表記を統一してはどうか。

A17：ご指摘の通り修正する。

Q18：念のため確認したい。今回の記載変更により、実務的に変わるか、あるいは変わらないかが一番大切であると考えている。誤記修正を行ったが閃絡確率には変更がなく、また、送電線断線事故件数や原因別感電死傷者数は、実績値を更新したことにより若干の増減はあるものの、実情は特段変わっていないという理解で良いか。

閃絡確率の計算は、1986 年から 40 年経過しているため、現在の考え方は当時と異なっているかも知れないが、そういう点も踏まえた上で影響がないと考えて良いのか。

A18：その通り。今回の規格の内容確認は、実務上も問題がないかという観点も含めて検討を行った。その結果、特段の影響はないと判断をしている。

Q19：重大な修正箇所はないと思うが、修正を行うためどの様に確認をしたら良いか。

A19：修正箇所については、委員長一任で進めれば良い。

⑥『地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法』（JESC E7003）の確認について（送電専門部会）（審議）

送電専門部会より、資料№4-1 に基づき、JESC E7003(2005)『地中電線を収める管又はトラフの「自消性のある難燃性」試験方法』の確認について説明があった。

また、当該 JESC 規格は、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」によって既に国の基準に取り入れられている（民間規格等のリスト化）ため、事務局より技術評価書（案）（資料№4-2）、全体評価書（資料№4-5）及び国への報告案（資料№4-3）について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

以下に主な内容を示す。

（質問：Q、回答：A）

Q1：資料№4-2、P3、JESC E7003 の解説で引用している JIS C 3010 は、2019 年版をベースに確認したとの説明であった。JIS C 3010 は 2026 年 8 月 20 日に改正されているが、2026 年版はタイミング的に確認が間に合わなかったと考えて良いか。

A1：その通り。送電専門部会では、8 月 20 日よりも前に確認を行っているため、タイミング的に間に合わなかった。

5-8. 外部への公告案について（審議）

事務局より、資料№5 に基づき、本日審議した評価案件の外部公告案について説明があった。

審議の結果、出席委員の全員賛成により本件は承認された。

5-9. 前回(第 132 回)JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果（報告）

事務局より、資料№6 に基づき、前回（第 132 回）JESC で承認された民間規格の改定等に関する外部公告の結果について報告があった。

5-10. 国へ要請した案件の状況について（報告）

事務局より、資料№7-1～7-2 に基づき、国へ要請した案件の状況について報告があった。

なお、今回より過去に国へ要請書を提出した後に、国の基準に取り入れられた案件をまとめた一覧表である「改正実績一覧」も併せて配付することとなった。

6. その他（報告）

6-1 次回の委員会開催日時

事務局より、次回の第 134 回委員会は、審議案件の関係から令和 8 年 12 月 11 日（金）13:30 から開催する予定であるとの説明があった。

以上